平成２８年（フ）第６８９号
川崎市高津区溝口６丁目13番８号　アライヴ・Ｓ　203
債務者　大畑みどり
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６９４号
川崎市多摩区長沢２丁目18番12号　星川ハイツ　101
債務者　能勢　　強
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７０４号
川崎市多摩区長沢４丁目22番26号　ビューグリーン多摩　Ａ－203、前住所川崎市多摩区長沢４丁目４番３号　ビューティハイツⅡ205
債務者　鈴木智惠子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７１８号
川崎市麻生区王禅寺西３丁目22番６号
債務者　坂田佳代子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４４６号
静岡県伊豆の国市原木234番地の８
債務者　原　　千春
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４５２号
静岡県熱海市緑ガ丘町15番１号　笹良ケ台市営住宅３棟502号
債務者　木部小百合
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
京都府福知山市駒場新町３丁目90番地　スイートピー102号
債務者　船戸　幸二（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
札幌市中央区宮の森４条３丁目２番１－402号
債務者　岡道　悠佑
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５号
札幌市中央区南４条西14丁目２番35号　ハイツ花月６号
債務者　藤野美智子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８号
札幌市白石区本郷通12丁目南２番６号　コーポ鈴木101号
債務者　宮崎　愛美
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１号
北海道名寄市大通南12丁目59番地１　武田マンション103号室
債務者　小室　　忍
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２８年（フ）第１２７号
茨城県土浦市神立中央２丁目18番９号　佐藤住宅　3
債務者　相澤真由美
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８号
茨城県土浦市神立中央２丁目18番９号　佐藤住宅　3
債務者　相澤　勇気
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３２２号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1389番地１　グレイス壱番館102
債務者　町田　勝美
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３２９号
群馬県前橋市三俣町３丁目13番地35
債務者　小野澤有紗
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４号
群馬県伊勢崎市山王町232番地１　サンパティークＢ202
債務者　デニース　ジェンディウェイこと　ＧＥＮＤＩＶＥ　ＤＥＮＮＩＳ　ＰＡＴＯ
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３号
三重県松阪市山室町2275　南勢病院内、住民票上の住所三重県松阪市殿町1583番地２、住民票上の前住所三重県度会郡大紀町阿曽1651番地
債務者　奥居久仁子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
津地方裁判所松阪支部